

## 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第15号	令和5年3月31日	伊予市役所	総務部総務課
題 目（テーマ）： 広報区長の任務（業務）について			
提 案 理 由（要旨）			
<p>広報区長に関しては「伊予市広報区長及び広報委員に関する規則」に定められています。しかし、規則の解釈も誰もが同じ解釈とは限らないと推測いたします。</p> <p>広報区長とは何たるかを理解するために、次の人々との相違点及び類似点（共通点）の説明をお願いいたします。</p> <p>1. 地域区長</p> <p>1. 自治会長</p> <p>1. 地域おこし協力隊</p> <p>1. 地域団体の会長（例：みなみ会会長）</p> <p>1. 民生委員（高齢者見守り員）</p> <p>1. 自主防災会会長</p> <p>1. その他</p>			
回 答 内 容			
御質問をいただきました各役職の業務内容等は次のとおりです。			
役職など	目的・役割など	根拠法令など	
広報区長・広報委員	<p>広報区長の業務は、市から市民へ周知すべき事項の伝達や市民から市に対する要望、意見等のとりまとめ、また行政に関して特に市長が依頼する事項</p> <p>広報委員の業務は、広報紙や市行政に係る文書の全戸配布・回覧に加え、特に広報区長から依頼された事項</p>	<p>市が定める「伊予市広報区長及び広報委員に関する規則」に基づき設置</p> <p>地域からの推薦を受け、市長が委嘱</p>	
地域区長・自治会長	<p>一定の区域に住所を有する方の地縁に基づいて形成され、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動などに取り組む団体の長で、当該団体の規約等に基づき選任される。</p>	<p>根拠法令はなし</p> <p>任期や役割等は所属する団体の規約等に規定</p>	
地域おこし協力隊	<p>都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を</p>	<p>総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき推進される取組み</p> <p>隊員の任命は各自治体で、活動内容、条件、待遇等は、募集自治体により異なる。</p>	

	図ることを目的とした取組みで、総務省が所管	任期は概ね1年以上、3年以内
地域団体の会長	一定の地域内の同じ目的を持つ有志によって構成された団体の長で、その団体の規約等に基づき選任された方	根拠法令はなし 任期や役割等は所属する団体の規約等に規定
民生児童委員	広報区長をはじめ地域の方々と連携し、地域の高齢者や児童、障がい者、生活困窮者など福祉サービスが必要な方が生活する家庭が孤立しないよう、地域の窓口として行政などにつなげる役割	「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づき設置 広報区長の推薦を受け、市が推薦書を県へ提出し、厚生労働大臣が委嘱
高齢者見守り員	地域ぐるみでお互いを支え合い、安心して暮らせる街づくりを目指すため、高齢者などで希望される方の定期的な安否確認を実施する方	市が定める「伊予市高齢者見守り員設置事業実施要綱」に基づき設置 広報区長の推薦により市長が委嘱
自主防災会会長	<p>地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織の長で、当該団体の規約等に基づき選任された方</p> <p>自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、日頃から住民の防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められている</p> <p>活動内容は地域によって違いがあるものの、一般的な活動としては、防災意識の普及・啓発、避難行動要支援者への配慮、防災訓練の実施、地域内の安全点検、防災用資機材の整備、地域コミュニティの醸成等</p> <p>また、災害時には、情報収集・伝達（連絡および通報）、救出、救助、初期消火、避難誘導、避難所の管理・運営、給食、給水などが想定される。</p>	<p>「災害対策基本法」において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と位置付けられた任意による団体に所属</p> <p>任期や役割等は所属する団体の規約等に規定</p>

御質問をいただきました方々については、法律や市が定める規則・規程等に基づき国や市が委嘱した方がいる一方、地域や有志などの任意によって組織された団体に所属し、その中から選出された方もおり、その立場や身分は若干異なっているものの、誰もが安心して生活することができる「魅力ある地域づくり」を進めるという共通目的のもと、重要な役割を担っていただいていることに違いはなく、その共通目的を達成するために、必要に応じて連携を図りながら活動していただいている認識でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。